



フィリピンにおける商標権保護と模倣対策戦略

リサ・ヨング

www.rouse.com

Australia* | China | Hong Kong | India* | Indonesia | Philippines | Russia | Saudi Arabia* | Thailand | UAE | UK | USA* | Vietnam
*Liaison office | *Associated office



議論の範囲

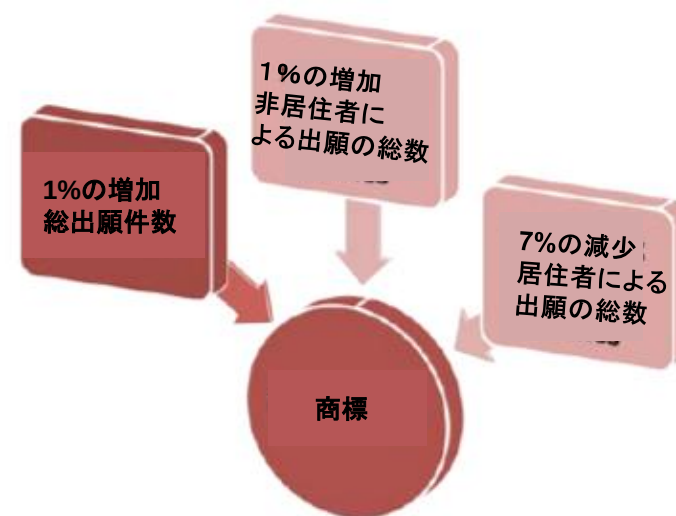
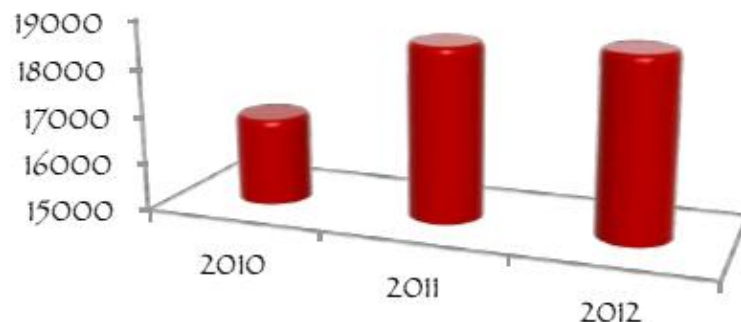
保護できるもの、保護すべきものは何か。
訴追手続きにおける共通の課題は何か。
それに伴う法的リスクはどうか。

偽造品や類似品にどう対処するか。
警告状か、民事訴訟か、刑事
強制捜索か。

商標に関するデータ

商標出願件数	2010	2011	2012 2012年12月15日現在)
居住者	9731	10,563	9862
非居住者	7093	8054	8106
詳細不明	1	2	761
合計	16,825	18,619	18,729

2010年から2012年までの商標出願件数



(出所) フィリピン国知的財産庁2012年年次報告書

商標に関するデータ

コード 番号	国名	出願総数に 占める割合(%)
US	米国	21%
JP	日本	9%
CH	スイス	5%
CN	中国	5%
DE	ドイツ	3%
KR	韓国	3%
FR	フランス	3%
SG	シンガポール	2%
GB	英国	2%
IT	イタリア	2%

(2012年12月15日現在)



(出所)フィリピン国知的財産庁2012年年次報告書

知的財産法（法令番号第8293号）

第 121 条の1

「標章」は、ある企業の商品（商標）あるいはサービス（サービスマーク）を区別することができる、目に見える標識を意味し、標章の付された商品容器を含むものとする。

第123条 登録性 – 第123条の1 下記に該当する標章は、登録することができない。

- a. 存命中の人あるいは死去した人、団体、信念あるいは国の象徴を軽んじ、あるいはかかる人あるいはかかるものとの関係について誤った示唆を与え、あるいはこれを侮蔑あるいは信用失墜に至らしめる可能性がある不道徳、欺瞞的あるいは中傷的な事柄から成る標章。
- b. フィリピン国またはその行政的小区画、あるいは外国の国旗または紋章あるいはその他の標章あるいはその偽物から成る標章。
- c. 特定の存命中の個人を特定する氏名、署名、肖像から成る標章（ただし、同人の書面による承諾を得ている場合はこの限りではない）あるいは死去したフィリピン国大統領の氏名、署名、肖像から成る標章（同人の未亡人がいる場合にはその存命中において、ただし当該未亡人の書面による承諾を得ている場合はこの限りではない）

知的財産法

d. 下記に関して、別の所有者に帰属している登録商標あるいはより早い出願日または優先日を有している標章と同一の標章。

- (i) 同じ商品またはサービス、あるいは
- (ii) 近縁関係にある商品またはサービス、あるいは
- (iii) 当該標章が人を欺き、あるいは混同を引き起こす可能性があるような標章によく類似している場合。

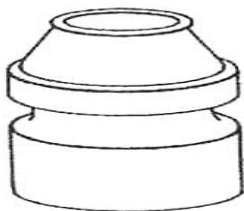
e. 登録の有無に関わりなく、フィリピン国の所轄官庁の意見でフィリピン国内および外国で周知であると見なされる標章と同一であり、あるいは混同を来すほどに類似しており、あるいはかかる標章の変形にあたる標章であって、商標登録出願人以外の人の標章になっており、同一あるいは類似の商品またはサービスに使われているもの。ただし、ある標章が周知商標であるかどうかを決定するにあたっては、当該標章の広報宣伝の結果として達成されているフィリピン国内における知名度を含めて、社会全般ではなく、関連部門の国民の知名度を考慮するものとする。

知的財産法

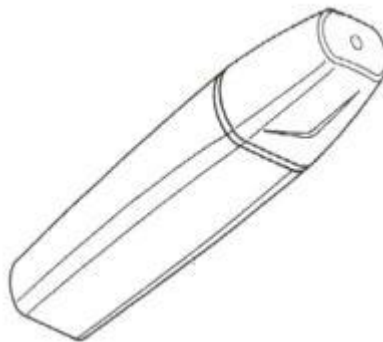
- f. 前項に従って周知と見なされる標章と同一であり、あるいは混同を来すほどに類似しており、あるいはかかる標章の変形にあたる標章であって、登録出願の対象とされている商品またはサービスに類似していない商品またはサービスに関してフィリピン国で登録されている標章。ただしこれは、そのような商品またはサービスに関して当該標章を使用するにあたり、そのような商品またはサービスとの関係および当該登録商標の所有者が表示されるようになること、さらにかかる使用によって当該登録商標の所有者が損害を受ける可能性があることを条件とする。
- g. 特に、当該の商品またはサービスの性質、品質、特徴あるいは地理的出所に関して、一般社会の誤解を招く可能性がある標章、
- h. 当該標識が特定しようとする商品またはサービスの一般名である標識のみで構成される標章、
- i. 日常語で、あるいは誠実な定着した取引慣行で当該の商品またはサービスを指すために習慣的にあるいは普通に用いられるようになった標識または表示のみで構成される標章、
- j. 商売において、習慣的にあるいは普通に当該の商品またはサービスの種類、品質、数量、用途、価値、地理的出所、あるいは当該商品の生産の時期または当該サービスの遂行の時期、あるいは当該の商品またはサービスのその他の特徴を示す働きをする可能性のある標識または表示のみで構成される標章、

IP Code

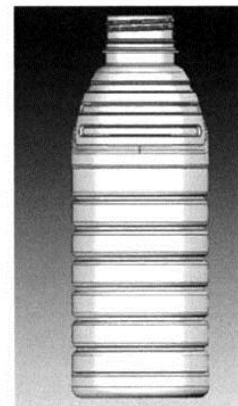
- k. 技術的な要因により、あるいは当該商品そのものの性質あるいはそれらに固有の価値に影響する要因により必要とされるかもしれない形状で構成される標章、
- l. 色彩のみで構成される標章。ただし、所定の形状で画成される場合はこの限りではない。あるいは、
- m. 公序良俗に反する標章。



BOTTLE DEVICE
(登録番号 42000002840号)

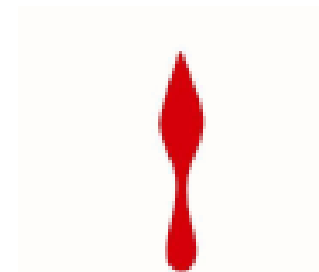


DEVICE
(登録番号42001004490号)



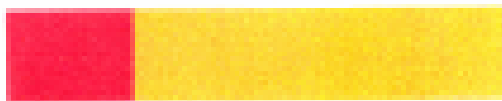
3D DRAGON BOTTLE
(登録番号42012003668 号)

単色標章

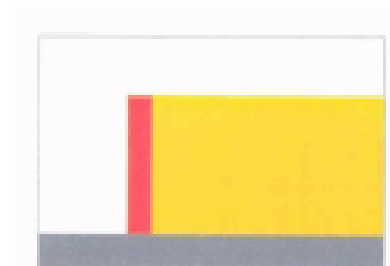


出願番号: 42012501568
状態: 登録済み、登録証発行待ち

色の組み合わせの標章



標章:
登録番号: DEVICE
42002008356



標章:
登録番号: DEVICE
42002008322



標章:
登録番号: DEVICE
42002008321



標章:
登録番号: 三色ストライプのデザイン
42012005755

記述的標章

商売において、習慣的にあるいは普通に当該の商品またはサービスの種類、品質、数量、用途、価値、地理的出所、あるいは当該商品の生産の時期または当該サービスの遂行の時期、あるいは当該の商品またはサービスのその他の特徴を示す働きをする可能性のある標識または表示のみで構成される。

一知的財産法の第123条1(j)項

「McDonald's CorporationおよびMcGeorge Food Industries, Inc.対L.C. Big Mak Burger, Inc.他事件」(事件番号143993、2004年8月14日)において、最高裁は以下のとおり判決した。

「一方、記述的標章は、例えば、関節炎(arthritis)の療法(medication)を表す『Arthriticare』のように、ある製品について、その製品を一度も見たことがない人あるいはその製品の存在を知らない人にその製品の特徴、機能、品質あるいは成分を伝えるものである。」

記述的標章かどうかの判断



登録番号42005003162
浄水器を対象とする11類



登録番号 42006012377
11類－冷蔵庫および冷凍庫

COOLER WINE

「『COOLER』という文言は、当該ワインの名称、品質、あるいは使用法の説明を示すものではない。原産地すらも示していない...。」

33類－ワイン 知的財産法 NP.3172

調査

- 記述性の閾値は低いため、安全性を事前に保証するためのチェックが重要である。
- 現地の所有権者は実際に合法的なブランドの所有者を相手取って訴訟を提起する。
- 情報源:

フィリピン知的財産庁の商標調査ウェブサイト

<http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/>

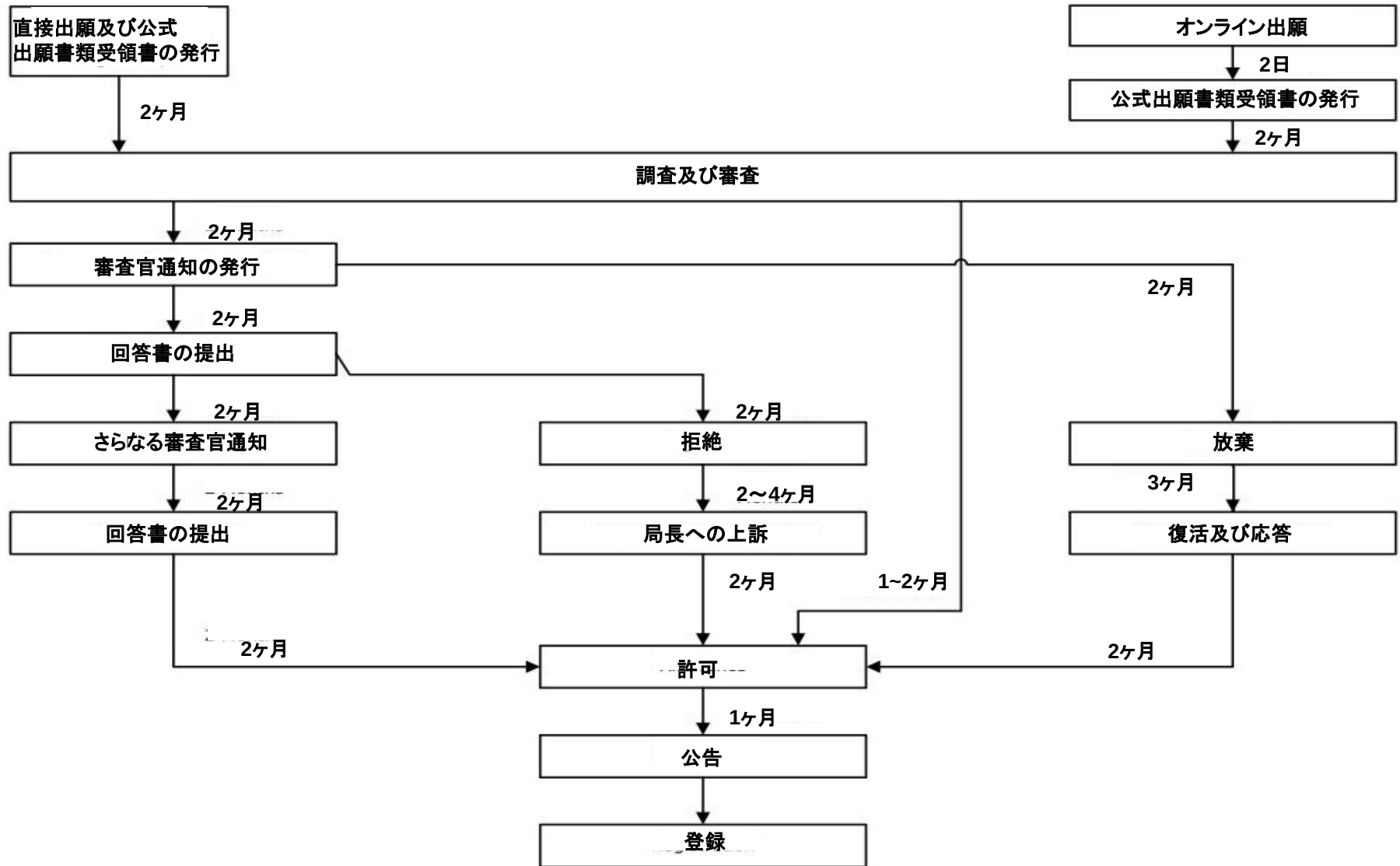
貿易産業省のウェブサイト

<http://bnrs.dtigov.ph:8080/web/guest/registration>

証券取引委員会のウェブサイト

<http://www.sec.gov.ph/onlinetransactions/seciview.html>

商標一手続遂行の流れ



フィリピンにおける商標出願から登録までのフローチャート

DECLARATION OF ACTUAL USE

(This Declaration of Actual Use required to be made pursuant to Sec. 124.2 and Sec.145 of R.A. 8293, otherwise the application shall be refused or the mark shall be removed from the Register.)

- Please check one:
- ☐ Within three (3) years from filing
 - ☐ Within one year from the fifth (5th) anniversary of the registration of the mark
Registration No.: _____ Date Issued: _____
 - ☐ Registered under Republic Act No. 166
 - ☐ Tenth (10th) anniversary
Registration No.: _____ Date Issued: _____
 - ☐ Fifteenth (15th) anniversary
Registration No.: _____ Date Issued: _____

I, _____, of legal age, _____ citizen, residing at
(name of declarant)

_____, depose and state under oath:

1. I am the ☐ applicant for registration
☐ authorized officer of applicant-corporation
☐ registrant
☐ authorized officer of registered owner-corporation
☐ agent/authorized representative of applicant/registrant
 of the mark _____.
2. The Mark ☐ was accorded filing date on _____ (Application No. _____)
☐ was registered on _____ (Registration No. _____)
 for the following class/es of goods and/or services: _____
 _____.
3. The Mark was first used on _____ (mm/dd/yyyy).
4. The Mark is being used in the Philippines for the following class/es of goods and/or services;

 _____.
5. The goods are sold and/or services are rendered in the following outlet/s:

Name of Outlet	Address
_____	_____
_____	_____
6. As proof of actual use, attached are five (5) labels or pictures of the Mark (or pictures of the stamped container visibly or legibly showing the Mark) or other evidence of use.
7. This affidavit is executed to attest to the truth of the foregoing and for the purpose of complying with the requirements of R.A. 8293 and the Trademark Regulations.

Affiant

SUBSCRIBED AND SWORN TO before me this _____ day of _____,

実際の使用の宣言書

- 標章の最初の使用日は記載しなくてもかまわないー任意選択
- 製品の写真、受領書、宣伝、包装の写真という形での使用の証拠
- 同じ類に属する商品・サービスのいくつかに使用すれば、当該の商品・サービスの類全体の使用になるものとする。
- 一つの類に使用すれば、関連の類への使用と見なされるものとする。
- インターネットでの使用は、フィリピンにおいて商品が販売され、あるいはサービスが遂行されたことを示す使用の証拠として有効である。
- マドリッド協定議定書に基づく出願に適用される。
- 当該標章の識別性を実質的に変えることのない別の形での標章の使用は容認できる。

標章の類似性のテスト

- 全体的テストー古いテスト
- 優勢性テストー新しいテスト
- 「Mighty Corporation およびLa Campana Fabrica de Tabaco, Inc. 対E & J Gallo Winery およびThe Andresons Group, Inc.事件（事件番号154342、2004年7月14日）では、この二つのテストが考察された。

全体的テスト

「全体的テストでは、混同を来すほどの類似性があるかどうかを判断する際に問題の標章全体を検討しなければならないとされている。文言の比較だけが類似性判断の要因ではない。それぞれのラベルや下げ札に現れている当該商標全体の状態も、当該商標が付されている商品との関連で考慮しなければならない。観察者は、一方が混同を来すほどにもう一方と類似しているかどうかの結論を下すことができるように、双方のラベルに現れている支配的な文言だけでなく、その他の特徴にも注目して類似性を見極めなければならない。」

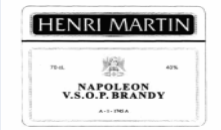
優勢性テストー新しいテスト

「優勢性テストは、混同を来し、あるいは人を欺く可能性のある、よって侵害に至る可能性のある、互いに競合する商標の支配的な特徴の類似性に注目する。それらの競合する商標がもう一方の主要な、あるいは本質的な、あるいは支配的な特徴を含んでおり、混同や欺瞞を招く可能性がある場合には、侵害が発生する。複製や模倣は必要ない。そしてまた、侵害ラベルから模倣の努力が示唆されている必要もない。問題は、当該の標章使用が市民の頭の中で混同や誤解を招き、あるいは買い手を欺く可能性があるかどうかである。」

「McDonald's Corp. 他対L.C. Big Mak Burger事件」, (事件番号 143993, 2004年8月18日)

The image shows the 'BIG MAC' logo in a stylized, blocky font. The letters are white with a thick black outline and a blue-to-purple gradient fill. The background is a light purple.

類似性の判断

Case Number	Plaintiff's Mark	Defendant's Mark
Berris Agricultural Co., Inc. vs. Abyadang (G.R. No. 183404; 13 October 2010)		
Allergan Inc. vs Image Sense Corporation In IPC No. 14-2009-00053		
Glaxosmithkline vs Korea United Pharm, Inc (IPC No. 14-2005-00062)		
Sandisk vs. Sundisk and device IPC No. 14-2007-00222 May 07, 2008		
Jockey vs. Hockey – IPC No. 14-2007-00100 May 07, 2008		
Remy Martin vs. Henry Martin Label Mark IPC No. 14-2006-00131 April 14, 2008		

商標－異議申し立ての根拠

- 一般的に、異議申し立て者は出願の登録により損害を受けることになる。(知的財産法の**第134条**)
- 先行登録との類似性
- 周知標章との類似性
- 会社名との類似性(商標登録の有無に関わりなく)
- 不正な意図をもって出願がなされた。

周知標章

- 商標規則の規定 102—ある標章が周知であるかどうかの判断基準
 - (a) 当該標章の使用の継続期間、範囲および地理的地域。特に、当該標章の宣伝広告が行われた場合には、見本市あるいは展示会における当該標章の付された商品またはサービスあるいはその両方の宣伝または広告および提示を含めて、その宣伝広告の継続期間、範囲および地理的地域、
 - (b) フィリピン国内および外国における、当該標章の付された商品またはサービスあるいはその両方の市場占有率、
 - (c) 当該標章が内在的特徴あるいは獲得した特徴をどの程度備えているか、
 - (d) 当該標章が獲得した品質に対するイメージまたは評判、
 - (e) 当該標章が世界中でどの程度登録されているか、
 - (f) 当該標章が世界中でどの程度登録の独占性を達成しているか、
 - (g) 当該標章が世界中でどの程度使用されているか、
 - (h) 当該標章が世界中でどの程度の使用の独占性を達成しているか、
 - (i) 世界中で当該標章に起因する商業的価値はどのくらいか、
 - (j) 当該標章における権利の保護に成功した実績、
 - (k) 当該標章が周知標章であるかどうかという問題を扱った訴訟の結果、および
 - (l) 同一あるいは類似する商品またはサービスを対象として有効に登録され、あるいはかかる商品またはサービスに使用されており、かつ当該標章が周知標章であると主張している人以外の人に所有されている同一または類似の標章があるかどうか。

周知商標かどうかの判断

Mark	Case No.	Other party's mark
BOTOX	IPC No. 14-2009-00052 Decision No. 2010-46	
	IPC No. 14-2008-00357 Decision No. 2010-49	
FACEBOOK	IPC No. 14-2008-00304 Decision No. 2010-62	
WHIRLPOOL 	IPC No. 14-2008-00263 Decision No. 2009-37	
TOYS "R" US	IPC No. 14-2008-00336 Decision No. 2009-119	

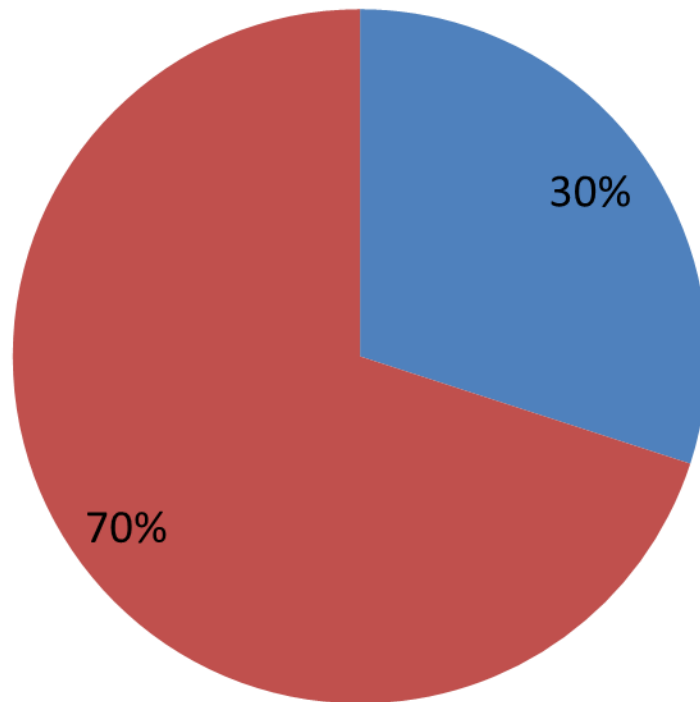
周知商標かどうかの判断

Mark	Case No.	Other party's mark
APPLE 	IPC No. 14-2007-00361 Decision No. 2009-133	
	IPC No. 14-2004-00115 Decision No. 2009-196	
HARVARD	IPC No. 14-2008-00107 Decision No. 2008-232	
MARLBORO	IPC No. 14-2006-00060 Decision No. 2007-107	
	IPC No. 14-2006-00122 Decision no. 2007-189	

周知商標かどうかの判断

Mark	Case No.	Other party's mark
ACCO	IPC No. 14-2004-00046 Decision No. 2006-07	
FRED PERRY	IPC No. 1539 and 1736	
SEIKO	IPC No. 14-2004-00067 Decision No. 2005-22	SELKO
APPLE DEVICE	IPC No. 14-2002-00002 Decision No. 2004-20	
	IPC No. 14-2001-00050 Decision No. 2004-08	STAR & STAR DEVICE

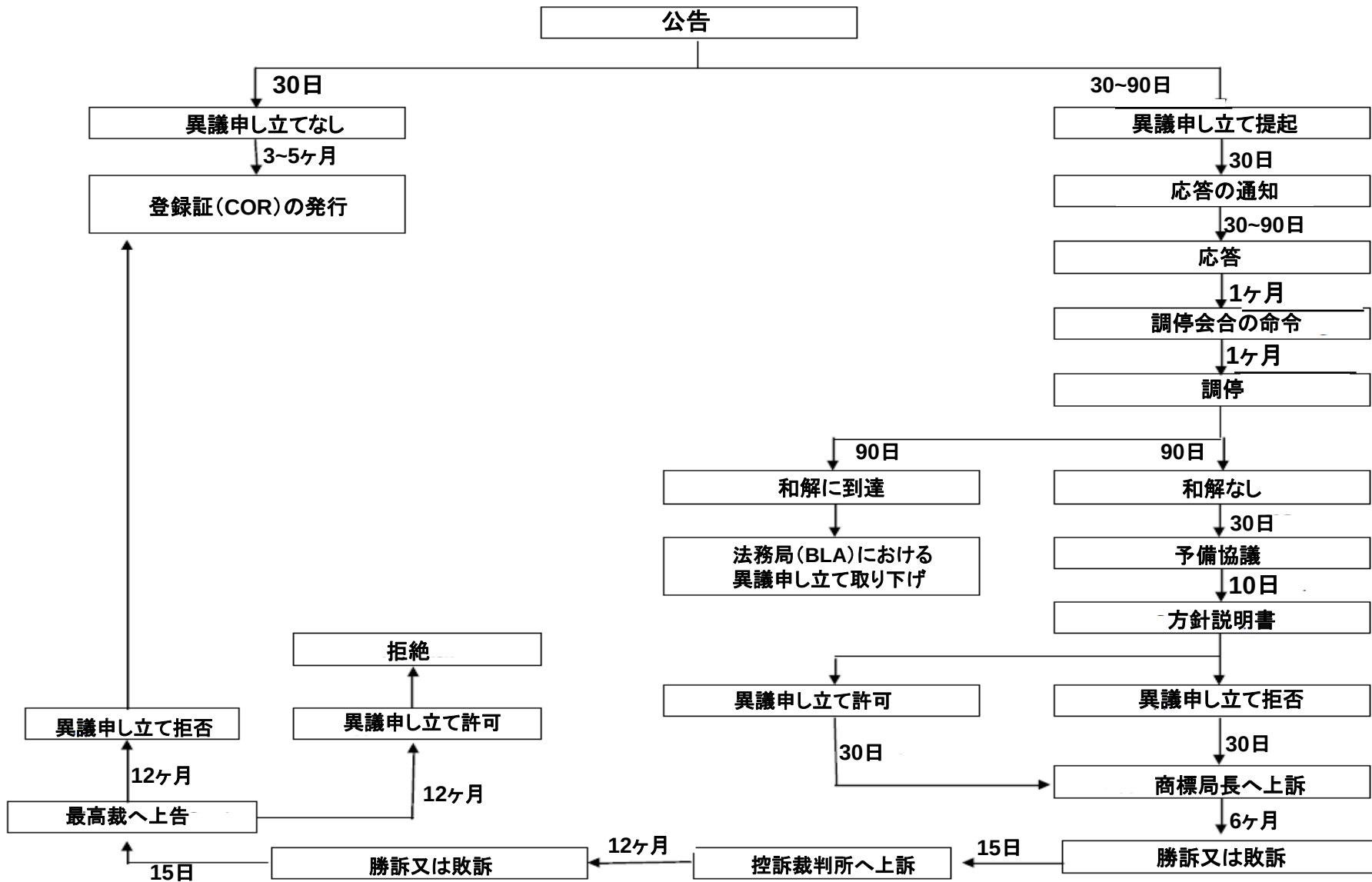
当庁の異議申し立てに関する統計データ



■ 30% — 異議申し立てに係属中

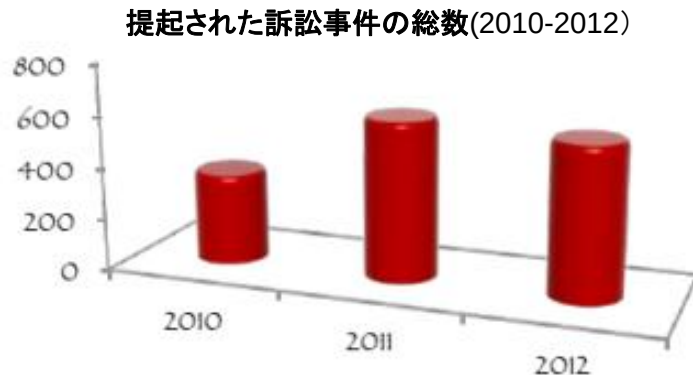
■ 60% — 異議申し立て前あるいは調停中に和解

商標一異議申し立て手続きの流れ

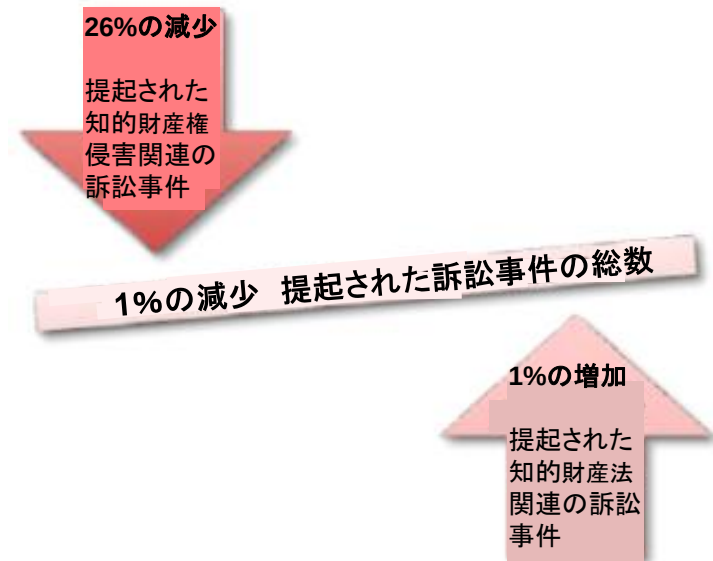


商標－異議申し立てに関するデータ

年	提起された訴訟事件の内訳		提起された訴訟事件の総数 (2012年12月15日現在)
	知的財産法関連の訴訟事件	知的財産権侵害関連の訴訟事件	
2010	333	17	350
2011	581	31	612
2012	585	23	608



(出所)フィリピン国知的財産庁2012年年次報告書



商標－不使用による取消し

- 使用の宣言書が提出されない(出願日から3年以内かつ登録の5周年日から1年以内に)場合には、登記所により自動取消しに付される。
- 標章が少なくとも3年間連続してフィリピン国内で使用されなかった場合には、第三者はいつでも不使用に基づく取消しの要求を提起することができる。

商標侵害

第155条1項

登録された標章あるいは同じ容器またはその支配的な特徴の複製物、偽造物、コピー物、あるいは外見上の模造物を、かかる商品またはサービスの販売時に、あるいはこれに関連してかかる使用がなされると混同や誤解を招き、あるいは人を欺く可能性がある商品またはサービスの販売を実施するために必要な準備段階を含めて、商品またはサービスの販売、頒布、宣伝に関連して商業目的で使用する行為、あるいは、

商標侵害

第155条2項 登録された標章あるいはその標章の支配的な特徴を複製し、偽造し、コピーし、あるいは外見上模造し、かかる複製物、偽造物、コピー物、あるいは外見上の模造物を、かかる使用がなされると混同を来し、誤解を招き、あるいは人を欺く可能性がある商品またはサービスの販売、売り出し、頒布、あるいは宣伝をする時に、あるいはこれらの活動に関連して、商業目的で使用される予定のラベル、看板、印刷物、箱、包装紙、容器、あるいは広告に付ける行為は、登録者が提起した侵害の民事訴訟において、下記の賠償責任を負うものとする。ただし、これは、実際に当該の侵害材料を使った商品またはサービスの販売が行われるかどうかに関わらず、第155条1項または本2項に記される行為のいずれかが行われた時に侵害が起こることを条件とする。

刑事制裁

第170条

刑罰— 法律により科される民事上および行政上の制裁とは関係なく、第155条 [商標侵害]、第168条 [不正競争]、および第169条1項[虚偽の出所表示]に記される行為のいずれかを行ったとして有罪を宣告された者は、2年から5年の懲役あるいは5万ペソから20万ペソの罰金の刑事罰に処されるものとする。

商標侵害

侵害の性質	法的根拠	刑罰
偽造品の販売または宣伝	第155条1項－「標章のコピーあるいは外見上の模倣物を商業目的に使用する行為」	最高5年の懲役および最高20万ペソの罰金の併科
製造（同一の標章あるいは標章の外見上の模倣物を使用）	第155条2項－「標章を複製して、ラベル、...、箱に付ける行為」	最高5年の懲役および最高20万ペソの罰金の併科

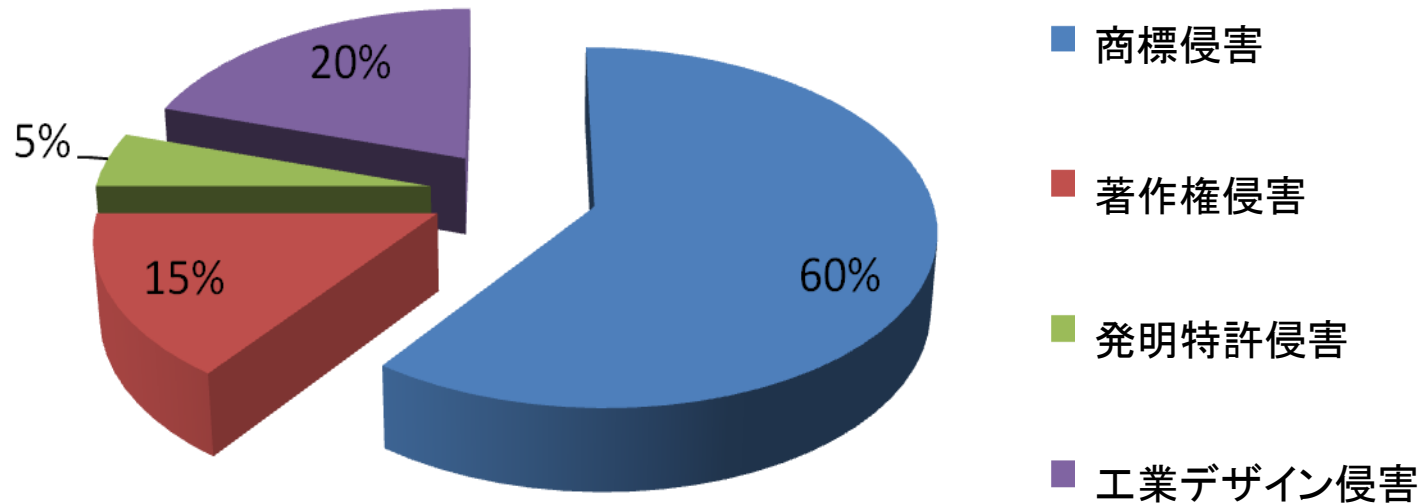
知的財産権事件の手続きに関する規則(2011年11月8日)

- 特別商事裁判所ーケソン市、マニラ、マカティ、パシッグに所在一知財問題を取扱う権限を与えられている。
- 裁判手続きの合理化
 - 相手方の反対尋問に付されることを条件として、裁判の宣誓供述書が双方の当事者の直接証言の代わりになる。
 - 訴答は原告のみに認められ、反訴要求および交差請求を経て、これへの応答がなされる。
- 正式事実審理前協議の後に判決が可能。
- 事件係属中に、差し押えられた侵害品の破棄を命じることができる。

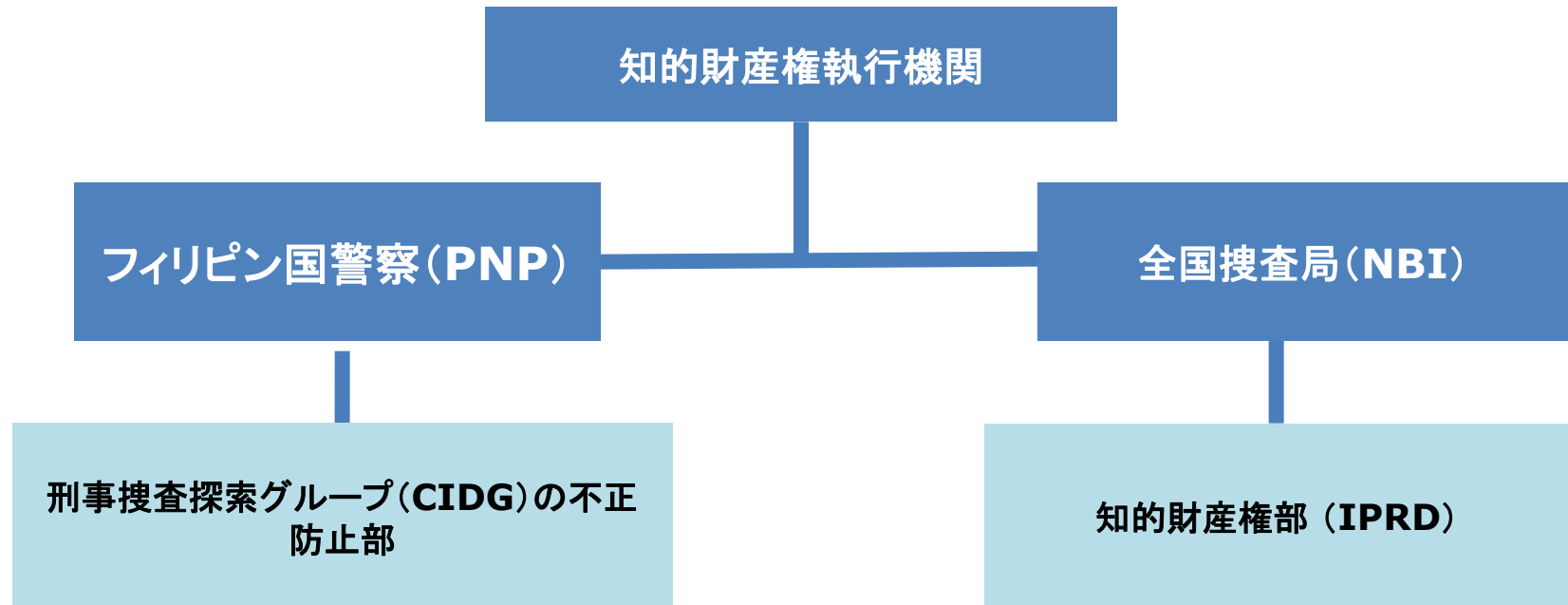
民事・行政上の救済手段

- 恒久的侵害については差止請求が許可される。
 - 立証されれば、相当な額の損害賠償が科される可能性がある。
 - 訴訟費用は通常は回復できない。
 - 控訴裁判所や最高裁へ上訴できる。
 - 民事訴訟は4~6年かかる。
-
- 法務局（BLA）－請求される損害賠償の総額が20万ペソ以上の行政に関する不服申し立てを管轄する。

法務局に提起された知的財産権侵害訴訟事件 (2013年1月から同7月まで)



強制搜索



知的財産庁(IPO)の新たな執行権限

- (a) 被告に向けて、知的財産法の規定の順守を促す通知あるいは警告状を発行する。
- (b) 対象施設の視察命令を発行する。
- (c) 被告に対して順守命令を発行する。
- (d) 行政に関する不服申し立てを貿易産業省、関連の地方行政機関、あるいはその他の政府機関へ直接提起する(関連の通商法・消費者法または地方政府条例あるいはその両方の違反に関して)。
- (e) 訴訟事件強化を目指して当該訴訟事件を法執行機関へ付託する。
- (f) 搜索令状の請求を勧告する。
- (g) 他の法律、規則、規制の違反の告発を提起するために、他の政府関連機関に当該事件を付託する。
- (h) 上記以外に、知的財産法の規定順守を確保するために必要な措置を実施する。

知的財産権侵害関連の不服申し立て

NBI

IPRD
(知的財産権部)

法執行機関

PNP

不正防止部

法執行機関

IPO

IEO
知的財産権執行室

視察権限と執行権限を有する知的財産機関

規則は実施されていないが、知的財産庁はすでに知的財産権違反の告発を受理している。

搜索の実施をうけて、下記のいずれをも、あるいはそれを組み合わせて発行することができる。

通知／警告状

視察命令

訴訟事件強化

順守命令

行政に関する不服申し立て

搜索令状の請求を勧告

差し押えは行わない。偽造品があるかどうかだけに注目する

知的財産権侵害は、免許・営業許可の取り消しの根拠となることがある。

調査を実施し、おとりの購入を仕掛ける。

搜索令状の請求

強制搜索活動

裁判所に刑事告発状を提起する。

強制捜索後

- 刑事訴追を待っているとは大きな遅れが出るため、和解交渉が勧告される。
- 損害賠償、出所情報、一般社会への謝罪
- それに加えて、法務省へ告発状を提起する。
- 刑事訴追の結果が出る前に保管している押収された商品を破棄する申請を行う。

警告状プログラム

- ・ ショッピングモールの所有者・事業者に向けて



By Courier and Registered Mail

21 December 2012

[Redacted]
Shopping Plaza
Poblacion Drgy. 5,
Calamba City, Laguna

Dear Mr. [Redacted]

Sale of counterfeit [Redacted] products

We act for and on behalf of our client [Redacted] IMITED, a company incorporated under the laws of the United Kingdom.

Our client is the owner of the internationally-well known trademark [Redacted] as well as the marks [Redacted] ([Redacted])

The [Redacted] Marks have been registered by our client in many countries all over the world. In the Philippines, the [Redacted] Marks are protected for [Redacted] oils under the following registrations:

警告状プログラム

- ショッピングモールの所有者・事業者がテナントに向けて発行した通知
- 行為の停止を求める文書でNBI、PNPあるいは OMB がコピー送付先とされている。

If you have any queries, please contact the undersigned at email ebaranda@iprights.com, phone 403 1686 or facsimile 403 1522.

Meanwhile, our client's rights in this matter are expressly reserved.

Yours sincerely,

Baranda & Associates

By:


Edmond Jason G. Baranda

¹ Sections 155, 160 and 170 of the Intellectual Property Code.

Copy furnished:

National Bureau of Investigation
Intellectual Property Rights Division
NBI Building, Taft Avenue
Ermita, Manila

Administrator/Manager of Plaza Miranda Mall
Plaza Miranda Mall
Carriedo St., Quiapo, Manila

Copy furnished:

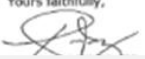
National Bureau of Investigation
Intellectual Property Rights Division
NBI Building, Taft Avenue
Ermita, Manila

Administrator/Manager of Plaza Miranda Mall
Plaza Miranda Mall
Carriedo St., Quiapo, Manila

警告状プログラム

標的から約束が取り付けられる。

This undertaking shall be effective immediately and is binding upon any successors, assignees, licensees, partners, employees, agents, affiliates and associated entities.

Yours faithfully,


Proprietor
Motorcycle Parts
Unit 6 Rose Wood Bldg.
10th Ave., Brgy. Grace Park
Caloocan City, Metro Manila

SUBSCRIBED AND SWORN to before me, a notary public in and for
TAGUIG CITY, this day of SEP 11 2012, at TAGUIG CITY, Philippines, affiant
appearing before me and presenting proof of identity as follows:

Name	Passport/Driver's License No.	Place and Date of Issuance
<u>I</u>	<u></u>	<u>YEAR 2000</u>

who signed said document in my presence and sworn as to said document that they understood the contents thereof and that the same was their free and voluntary act and deed.

Doc. No. 496
Page No. 2
Book No. 7
Series of 2012.


Notary Public for and until 31 Dec. 2013
TSP No. 00050; Roll No. 44034
Spiral-bound Notary Legend Book
3rd Avenue Cor. 31st Street
SunFare Global Ctr. Taguig City
PTR NO. MLA 0363914
MANILA 05 JAN. 2012

I further acknowledge that if I do not comply with these undertakings in full, I shall be liable to pay to as a genuine pre-estimate of loss the additional sum of P500,000.00, representing general damages and attorney's fees in dealing with the repeated infringement. This shall be without prejudice to any further claims should the actual legal costs or damages as a result of the continued infringement exceeding the genuine pre-estimate of loss.

This undertaking shall be effective immediately and is binding upon any successors, assignees, licensees, partners, employees, agents, affiliates and associated entities.

インターネットでの侵害

- インターネット上であるいはローカルサイトで侵害品が発見されるケースが増えている。



- 即効性のある救済手段としては、かかるウェブサイトへ削除を要求する公式文書を送ることがある。

税関手続き

税関が疑わしい積送品に保留命令を発行する。



ブランドの所有者あるいは代表者に通知した上で、48時間以内に当該商品を検査する。



偽造品であった場合には、税関が当該積送品に対する差し押え・勾留令状を発行する。



輸入者は通知を受けて、抗弁することができ、当該商品が侵害品であるかどうかを決定するために意見聴取が行われる。抗弁しない場合、商品は没収される。

<http://ipkomododragon.blogspot.com>



http://ipkomododragon.blogspot.com/ | iprights.com | IP Komodo

File Edit View Favorites Tools Help

Google ip komodo dragon Search Share More >>



Philippines Customs claims to be an effective authority. But the bar is pretty low in SE Asia, where it must be remembered that most fake goods are imported from China. The main problem is the lack of border seizures in the Philippines.

So reports of Customs' latest seizure are interesting. Customs' IPR Division reported to the media last week a haul of fake goods from China worth P30 million (USD1million). The products included Marlboro, Winston and Fortune cigarettes, Knorr and Maggi food seasoning and Nescafe products.

The seizure occurred at a warehouse in Manila. Philippines Customs is somewhat unusual in having a form of inland jurisdiction where goods have entered the country and are distributed to warehouses (as this one was) but have not yet technically cleared Customs. The credit for the raid was claimed to be due to a Customs informant in the private sector along with Customs' 'heightened anti-smuggling campaign'.

All of this masks the reality. Firstly an inland warehouse seizure would be a police raid in most places! The fact is that the goods already entered the country without Customs seizing them. Secondly they claimed success by using market informants rather than (like other Customs") using risk assessment techniques to grade and inspect the shipments at the border.

Philippines Customs will only really impress anyone when they make actual border seizures rather than suspicious seizures of goods they already let in!

Posted by Komodo Dragon at 12:14 AM No comments:

M G +1 Recommend this on Google



ご清聴ありがとうございました。

It's more fun in the
Philippines



www.rouse.com

Australia* | China | Hong Kong | India* | Indonesia | Philippines | Russia | Saudi Arabia* | Thailand | UAE | UK | USA* | Vietnam
*Liaison office | *Associated office

